

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1節 総則

第1 趣旨

この基準は、製造所等の設置又は変更の許可申請に際し、政令第3章ならびに規則第3章及び第4章の技術上の基準について、必要な事項を定めるものとする。

第2 共通事項

- 1 電気用品安全法等に適合しているリチウムイオン蓄電池で、一定の落下試験において漏液等が確認されないものについては、政令第23条を適用し電気設備を防爆構造とすること並びに貯留設備及び可燃性蒸気排出設備を設けることを必要としない。(H23.12.27 消防危第303号通知)
- 2 製造所等への太陽光発電設備の設置については、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」(H27.6.8 消防危第135号通知)によること。